

国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程の一部改正（案）

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 競争試験による採用 (採用方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主として専門的・技術的業務に従事する者を採用しようとする場合、人物考査等は人事担当役員のもと、<u>総務部人事課</u>と配置予定部局と連携して行うことができる。</p>	<p>本則</p> <p>第2章 競争試験による採用 (採用方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主として専門的・技術的業務に従事する者を採用しようとする場合、人物考査等は人事担当役員のもと、<u>人事課</u>と配置予定部局と連携して行うことができる。</p>	<p>・事務組織再編に伴う改正</p>

附 則(平成31年4月1日規程第20号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。